放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の十八
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十三
保育所等訪問支援		千分の十九
障害児入所支援	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	主として知的障害のある児童を入所させる場合
		当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の十七
		当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の十九
		主として盲児を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の十七
			当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の十九
		主としてろうあ児を入所させる場合	当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の十八
			当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の十九
			当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の十九
		主として肢体不自由のある児童を入所させる場合		千分の十八
障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合（指定医療機関において行う場合を含む。）			千分の千
				千分の十八

その他	千分の千
児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	

備考　この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二　前号の地域区分に属する地域は、次に掲げる地域区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

イ　一級地　人事院規則九―四九（地域手当）（以下「規則」という。）別表第一（以下「級地区分表」という。）において一級地とされている地域

ロ　二級地　級地区分表において二級地とされている地域

ハ　三級地　級地区分表において三級地とされている地域及び東京都のうち東久留米市

ニ　四級地　級地区分表及び規則附則別表第一において四級地とされている地域並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市、東京都のうち小金井市、神奈川県のうち綾瀬市、座間市及び逗子市、大阪府のうち摂津市及び大東市並びに広島県のうち府中町

ホ　五級地　東京都のうち東大和市及び大阪府のうち松原市

ヘ　六級地　級地区分表及び規則附則別表第一において五級地とされている地域並びに埼玉県のうち狭山市、蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町、神奈川県のうち伊勢原市及び寒川町、大阪府のうち大阪狭山市及び忠岡町並びに兵庫県のうち川西市

ト　七級地　級地区分表及び規則附則別表第一において六級地とされている地域並びに京都府のうち長岡京市

チ　その他　イからトまでに掲げる地域以外の地域

三　前号に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

また、前号に掲げる級地区分表及び規則附則別表第一は、平成二十四年四月一日時点の規則において定められたものをいい、その後における規則の改正によって影響されるものではない。

四　前三号にかかわらず、適用日において現に存する障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第九十七条第一項、第百八条第一項、第百十二条、第百十三条、第二百十九条又は第二百二十条に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所又は特定基準該当児童デイサービスを提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所が、適用日以後引き続き指定通所基準第四条若しくは第六十五条に規定する指定児童発達支援若しくは指定放課後等デイサービス又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を提供する事業を行う場合における一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる指定通所支援又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を提供する事業を行う事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。